

# 空家の適切な管理は所有者の責務です

問 谷和原庁舎開発指導課 空家対策室（内線5405・5406）

市では、空家等対策の推進に関する特別措置法により、保安、衛生、景観、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な空家等について、特定空家等と認定し、対応を進めています。

この度、市で特定空家等と認定した空家等のうち1件が、市による指導の結果、所有者によって解体されました。今後も特定空家等への助言・指導など対応を進め、市民の皆さんが安全・安心に暮らすことのできる生活環境を保全していきます。



New!!

## 空家の解体費用を補助します！

- ▶対象となる空家：1年以上使用されず、「特定空家等」または「不良住宅」と判定された空家
- ※特定空家等または不良住宅の判定については、判定基準により市が行うため、事前に現地調査が必要になります。
- ▶補助額：補助対象経費の1/2（千円未満切り捨て） 上限30万円まで
- ▶申請できる方：空家の所有者または相続人
- ※共有名義、相続人が複数の場合は、そのすべての方の同意が必要になります。
- ▶受付開始日：4月25日(月)
- ※予算に限りがある（3件分）ので、定数になり次第締め切ります。なお、補助を受けるには、ほかに細かい条件がありますので、事前に相談してください。

## 老朽空家解体後の固定資産税を減免します

市では、老朽空家と認定した家屋を解体した翌年から最長3年度の間、土地の固定資産税を減免します。

- ▶対象：次の①、②に当てはまる空家
- ①所有者などの申請をもとに、判定基準により「老朽空家」と認定された空家であること
- ②住宅用地の特例の適用を受けている空家であること
- ▶申請手順
- ①空家解体前に開発指導課へ老朽空家認定申請書を提出してください。
- ②老朽空家の判定を行い、老朽空家認定書を発行します。
- ③認定書を受け取り後、空家を解体してください。
- ④固定資産税の納税通知書が届いたら、納税通知書、老朽空家認定書、解体の事実を証する書類を持参し、税務課へ減免申請をしてください。
- ※家屋を解体してからでは老朽空家の判定ができないため、必ず家屋解体前に申請をお願いします。

詳細は、市ホームページをご覧ください。開発指導課へお問い合わせください。



市ホームページはこちら